

- 1 特定外来生物被害防止基本方針
- 2 第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想
- 3 1 背景
- 4 2 課題認識
- 5 3 被害防止の基本的な方針
- 6 4 各主体の役割と連携
- 7 第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項
- 8 1 選定の前提
- 9 2 被害の判定の考え方
- 10 (1) 被害の判定
- 11 (2) 被害の判定に活用する知見の考え方
- 12 3 選定の際の考慮事項
- 13 4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取
- 14 (1) 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取
- 15 (2) パブリック・コメント手続
- 16 (3) WTO通報手続
- 17 第3 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項
- 18 1 飼養等の許可の考え方
- 19 (1) 特定外来生物の飼養等をするに当たり、許可が不要な場合
- 20 (2) 飼養等の目的
- 21 (3) 特定飼養等施設の施設基準
- 22 (4) 許可条件
- 23 (5) 飼養等の方法
- 24 (6) その他
- 25 2 個体の処分
- 26 3 輸入の禁止
- 27 4 譲渡し等の禁止
- 28 5 放出等の許可の考え方
- 29 6 立入り等
- 30 (1) 許可者に対する立入り、指導等
- 31 (2) 許可なく法律の規定に違反した者に対する立入り等
- 32 第4 国及び地方公共団体等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項
- 33 1 防除の原則
- 34 2 防除の公示に関する事項
- 35 (1) 防除の主体及び公示の方法
- 36 (2) 防除を行う区域及び期間
- 37 (3) 防除の内容
- 38 ア 防除の目標

- 39 イ 防除の方法
- 40 ウ その他の主務省令で定める事項
- 41 (4) 防除の確認・認定
- 42 ~~3-2~~ 防除の実施に関する事項
- 43 (1) 緊急的な防除の実施
- 44 (2) 計画的な防除の実施
- 45 ア 協議及び検討の場の設置
- 46 イ 関係行政機関等との連携
- 47 ウ 土地所有者等との調整
- 48 エ モニタリングの実施
- 49 オ 実施体制の整備
- 50 (3) 防除の実施に当たっての留意事項
- 51 ~~(4)~~ 防除の確認・認定の基準
- 52 ~~4-3~~ その他
- 53 第5 輸入品等の検査等に係る基本的な事項
- 54 1 特定外来生物等が付着等し、又は混入しているおそれのある輸入品等の検査等又
- 55 は当該輸入品等の所在する土地若しくは施設の検査等に係る事項
- 56 2 要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等している輸入品等若しくは
- 57 当該輸入品等の所在する施設の移動の制限又は禁止に係る事項
- 58 (1) 移動の制限又は禁止の基本的な考え方
- 59 (2) 命令の手續及び基準
- 60 3 特定外来生物等が付着等し、又は混入している輸入品等、当該輸入品等の所在す
- 61 る土地若しくは施設の消毒又は当該輸入品若しくは当該施設廃棄に係る事項
- 62 (1) 消毒又は廃棄の基本的な考え方
- 63 (2) 命令の手續及び基準
- 64 ~~3-~~ (3) 命令の手續及び基準の設定に係る意見の聴取
- 65 ~~(1)~~ ア 生物の性質に関する専門の学識経験者その他の学識経験者からの意見聴取
- 66 ~~(2)~~ イ パブリック・コメント手續
- 67 第6 要緊急対処特定外来生物に係る基本的な事項
- 68 1 要緊急対処特定外来生物
- 69 (1) 選定に係る考え方
- 70 (2) 選定の前提
- 71 (3) 選定に係る意見の聴取
- 72 ア 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取
- 73 イ パブリック・コメント手續
- 74 2 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している蓋然性が高い物品等の検査等
- 75 に係る基本的な事項
- 76 (1) 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している蓋然性が高い物品等又は土

77	<u>地若しくは施設の検査等に係る事項</u>
78	<u>(2) 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している物品等若しくは施設の移動</u>
79	<u>の制限又は禁止に係る事項</u>
80	<u>(3) 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している物品等若しくは土地若しく</u>
81	<u>は施設の消毒又は当該物品若しくは当該施設の廃棄に係る事項</u>
82	<u>3 対処指針に係る事項</u>
83	第 6 <u>7</u> その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項
84	1 未判定外来生物
85	(1) 選定に係る考え方
86	(2) 選定の前提
87	(3) 選定に係る意見の聴取
88	ア 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取
89	イ パブリック・コメント手続
90	ウ WTO通報手続
91	(4) 判定に係る届出事項の内容
92	(5) 判定の手続
93	(6) その他
94	2 種類名証明書の添付を要しない生物
95	(1) 選定に係る考え方
96	(2) 証明書の発行
97	3 科学的知見の充実
98	<u>4 国際協力の推進</u>
99	<u>5-4</u> 国民の理解の増進
100	<u>6-5</u> その他
101	(1) 外来生物対策の総合的な推進
102	(2) 非意図的に導入される特定外来生物への対応の考え方
103	(3) 動物の取扱いに係る考え方
104	(4) 経過措置の考え方
105	

106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143

特定外来生物被害防止基本方針

(平成26令和 年 3月 18日閣議決定)

第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

1 背景

野生生物の分布は、地形、気候など様々な条件によって制限されている。こうした制約条件の下に進化の過程が進行し、種が分化し、地域に固有の生物相が形成されてきた。地域に固有の様々な生物が相互に作用し合うことにより成り立っている生態系は、外部からの生物の導入（意図的な導入又は非意図的な導入のいずれであるかを問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。）に対して脆弱な面を有している。特に島国で独特の生物相及び生態系が形成されている我が国においては、このような面が典型的であることを踏まえて、我が国の生物多様性の保全を図る必要がある。

近代以降、人間活動の発展に伴い人及び物資の移動が活発化し、国外又は国内の他地域から、生物が本来有する移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に導入される生物が増加している。

このような生物の中には、家畜、栽培植物、園芸植物、造園緑化植物、漁業対象種等様々な用途に利用され、長い時間をかけての生活及び文化への浸透・共存や、産業利用等、様々な積極的役割を果たしてきたものもある。一方、それまで存在しなかった生物がある地域に人為的に持ち込まれると、その生物に対する防御機能を有していない在来生物が捕食、駆逐されるなどにより、持ち込まれた地域の生物多様性が大きく変質してしまう場合がある。そのような例が、我が国を始め世界各地で報告されており、また、人への危険性を有するものや農林水産業に被害を及ぼすような事例も見られている。

導入によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む。）ある地域に人為的に導入されることにより、その自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）を越えて存在することとなる生物は一般的に外来種生物と呼ばれ、このような生物による生態系、人の生命・身体又は農林水産業への被害の問題は、一般的に外来種生物の問題として認識されている。国際的にも生物多様性条約第8条（h）において、侵略的な外来生物種への対応の必要性が位置付けられ、同条約の第6回締約国会議で採択された「生態系、生息地、種を脅かす外来種の予防、導入、影響緩和のための指針原則」において、予防的な観点に立って、予防（侵入の防止）、早期発見及び早期対応（定着の防止）並びに根絶、封じ込め及び被害の低減を図ることが重要であるとされている。

144 平成 17 年 6 月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関
145 する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「本法」という。）では、海外から我が国に
146 導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を
147 「外来生物」とし、外来生物であって在来生物（我が国にその本来の生息地又は生育
148 地を有する生物をいう。以下同じ。）とその性質が異なることにより生態系、人の生
149 命・身体又は農林水産業に係る被害（以下「生態系等に係る被害」という。）を及ぼ
150 し、又は及ぼすおそれのあるものを「特定外来生物」と定義した。さらに、平成 25
151 年 6 月に成立した「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一
152 部を改正する法律」（平成 25 年法律第 38 号。以下「平成 25 年改正法」という。）に
153 おいては、「外来生物」について、「その生物が交雑することにより生じた生物を含む。」
154 こととした。本法は、特定外来生物による我が国の生態系等に係る被害を防止するこ
155 と等を目的としている。~~なお、この定義における「導入」は、人為による意図的又は~~
156 ~~非意図的な移動を意味している。~~

157 ~~またなお、本法の施行から 5 年以上が経過したことから、平成 24 年 5 月から中央~~
158 ~~環境審議会において、本法の施行状況等について検討が行われ、平成 24 年 12 月に同~~
159 ~~審議会より環境大臣及び農林水産大臣に対し、今後講ずべき必要な措置について意見~~
160 ~~具申がなされた。この意見具申を踏まえ、平成 25 年 6 月に「特定外来生物による生~~
161 ~~態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、公布された。~~
162 ~~本平成 25 年改正法改正により、a) 当該外来生物が交雑することにより生じた生物~~
163 ~~を特定外来生物に指定できること上記のほか、b) 主務大臣の許可を受けて防除の~~
164 ~~推進に資する学術研究のための特定外来生物の放出等ができること、c) 特定外来生~~
165 ~~物が付着又は混入（以下「付着等」という。）しているおそれがある輸入品等の検査~~
166 ~~ができることや及び特定外来生物が付着等又は混入している輸入品等の消毒又は廃~~
167 ~~棄の命令ができること等が新たに規定された（以下この基本方針において「外来生物」~~
168 ~~とは、海外から我が国に導入されることにより本来の生息地又は生育地の外に存する~~
169 ~~こととなる生物（その生物が交雑することにより生じた生物を含む。）をいう。）。~~

170 平成 25 年改正法の施行から 5 年以上が経過したことから、令和 3 年 8 月から中央
171 環境審議会において、本法の施行状況等について検討が行われ、令和 4 年 1 月に同審
172 議会より環境大臣及び農林水産大臣に対し、今後講ずべき必要な措置について答申が
173 なされた。この答申を踏まえ、令和 4 年 5 月に「特定外来生物による生態系等に係る
174 被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 42 号）が成立し、
175 公布された。本改正により、a) 特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重
176 大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがある
177 ため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除
178 その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるもの
179 について「要緊急対処特定外来生物」として指定できることとし、要緊急対処特定外
180 来生物が存在し、付着等している物品等の消毒又は廃棄の命令ができること、b) 政
181 令で特定外来生物の種類を指定して、当分の間、一部の規制を適用除外にできること

182 とすること、c) 各主体の責務規定を創設するとともに都道府県が行う防除について
183 国の確認手続を不要とすること等が新たに規定された。

184

185 2 課題認識

186 外来生物の中には、在来生物の捕食、採食、踏み付けによる自然植生への影響、競
187 合による在来生物の駆逐、土壌環境のかく乱、在来生物との交雑による遺伝的なかく
188 乱等の生態系への被害、かみつき若しくは毒等による人の生命・身体への被害又は農
189 林水産物の食害等による農林水産業への被害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある
190 ものがあり、このような外来生物への対策が必要となっている。

191 外来生物による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物が個体数を急激
192 に増加させることなどによりその影響がさらに更に大きくなる可能性がある。このた
193 め、そのような外来生物については我が国へ不必要に導入されることのないよう生物
194 多様性条約の考え方を踏まえて対応することが重要であり、飼養その他の取扱いに当
195 たっても、野外に遺棄又は逸出等をする事のないよう適切な管理が行われることが
196 重要である。

197 また、このような外来生物による被害又はそのおそれが新たに確認された場合には、
198 緊急に当該外来生物の防除の措置を講ずることが必要であり、既にまん延して被害を
199 及ぼしている外来生物については、計画的に防除を行うことが必要である。

200

201 3 被害防止の基本的な方針

202 生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物が問題を引き起こ
203 すのは、当該外来生物が意図的又は非意図的に野外へ遺棄又は逸出等されることに起
204 因している。このため、第一義的には野外への遺棄又は逸出等を予防することが重要
205 であり、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を特定外来
206 生物として指定し、国内における適正な管理が確保された者以外にはその飼養、栽培、
207 保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入を認めないものとする。

208 特に、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害
209 が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるものについては、その拡
210 散を防止するための措置を緊急に行う必要があることから、こうしたものを要緊急対
211 処特定外来生物として指定し、通関後も含めた物品や土地又は施設の検査、要緊急対
212 処特定外来生物の疑いがある生物が付着等している物品等又は施設の移動の制限又
213 は禁止の命令、要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための
214 事業者が取るべき措置に関する指針の策定等を実施し、重点的に被害を防止する。

215 ~~また、~~特定外来生物に該当するか否かの知見がなく、被害を及ぼすおそれがあるも
216 のである疑いのある外来生物については、未判定外来生物として指定し、おそれが
217 あるか否かを判定するまで輸入制限を実施する。

218 ~~特定外来生物に指定されていない外来生物についても、被害に関する知見及び導~~
219 ~~入・定着の状況の把握に努め、被害又はそのおそれが確認できた場合には、既存制度~~

220 ~~での対応状況等を踏まえ、特定外来生物の選定について適切に検討する。~~

221

222 野外に遺棄又は逸出等した特定外来生物については、分布が拡大する前に早期に防
223 除することが被害を防止する上で効果が高い。特定外来生物を早期に発見し、早期に
224 対処するため、監視等に努めることとする。

225 既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物については、被害の程度及び必要性に
226 応じて生態系からの完全排除、封じ込め、低密度管理等の防除を計画的かつ順応的に
227 実施する。防除の実施に際しては、地域の生態系に悪影響を及ぼすことのないよう配
228 慮する。

229 外来生物の中には様々な用途で利用され、例えば国土保全又は食料の安定供給に貢
230 献しているものもあり、特定外来生物としての規制を検討する際に、その役割につい
231 て考慮することが必要である。

232 特定外来生物による被害には、我が国への導入から被害発生までの間に様々な関係
233 者が関わっており、その対策を効果的に実施するためには、広く国民の理解と協力が
234 重要である。~~このため、外来生物の野外への遺棄又は逸出等が生態系等への脅威とな
235 る可能性があることの認識を深め、特定外来生物の適切な取扱いが図られることとな
236 るよう多様な関係者がそれぞれに具体的に何をなすべきかについての普及啓発を推
237 進するこの際、外来生物の野外への遺棄又は逸出等が生態系等への脅威となる可能性
238 があることなどから、予防的観点に立ち、特定外来生物に指定されていない外来生物
239 も含めて適切な行動が図られるよう、国民の認識と理解を深め、多様な関係者がそれ
240 ぞれに具体的に何をなすべきかについての普及啓発を推進する。さらに、国内由来の
241 外来種や産業など様々な用途で利用されている外来種などを取り巻く課題も重要で
242 あり、外来種全体の普及啓発を推進し、様々な主体の参画のもとで外来種対策の一層
243 の進展を図ることが必要である。~~

244 特定外来生物の指定や、こうした普及啓発も含め、外来生物対策を進めていくため
245 には、外来生物の被害及び導入・定着の状況等に係る科学的知見の充実が重要である。
246 このため、特定外来生物に指定されていない外来生物や国内由来の外来種も含めて、
247 我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある
248 外来種について、こうした情報を収集・整理したリスト（以下「生態系被害防止外来
249 種リスト」という。）を作成する。この生態系被害防止外来種リストの作成・発信を
250 通して、国民に対して外来生物の適切な取扱いを呼びかけるとともに、各主体の防除
251 の取組を推進し、防除手法や侵入経路管理手法等に係る研究を後押しするなど、総合
252 的な外来種対策を進める。また、生態系被害防止外来種リストを参考としつつ、既存
253 制度での対応状況及び本法における指定効果を勘案し、特定外来生物を指定すること
254 とする。

255

256 さらに、今後の外来生物対策の基盤を作る上で不可欠である外来生物の分布及び生
257 態的特性等に係る基礎的な調査研究並びに防除及び監視等に係る技術開発を推進す

258 ることが必要である。その際、外来生物に係る問題が国際的な野生生物の移動に起因
259 していることを踏まえ、外国の政府機関や専門家等との情報交換を行い、外来生物に
260 係る科学的な知見の収集に努める。

261

262 4 各主体の役割と連携

263 (1) 国の役割

264 ア 外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策を総合的に策定し、
265 及び実施する。

266 イ 我が国における定着が確認されていない特定外来生物のまん延の防止、分布
267 が一部の市町村に限定されるなど局地的であり、かつ、急激に全国にまん延す
268 る危険性が高い場合における特定外来生物のまん延の防止及び制度上その生
269 物の多様性の保全を国が図ることとされている地域やその保全を国が図ること
270 ととされている種の生息・生育地といった生物の多様性の確保上重要と認めら
271 れる地域における特定外来生物による生態系に係る被害の防止のために必要
272 な措置を講ずる。

273 ウ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため、地方公共団体の施策
274 の支援及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体による活動の促
275 進に必要な措置を講ずる。

276 エ 外来生物による生態系等に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充
277 実を図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進そ
278 の他必要な措置を講ずる。

279 オ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際的な連携の確
280 保その他の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際協力
281 の推進に努める。

282 カ 教育活動、広報活動等を通じて、外来生物に関し、国民の知識と理解を深め
283 るよう必要な措置を講ずる。

284 (2) 都道府県の役割

285 ア 当該都道府県の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発
286 生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、我が国における定着が既に確認され
287 ている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を
288 講ずる。これらの措置を講ずるに当たり、当該都道府県の区域全体に係る総合
289 的な施策として、外来種に関する条例やリストの策定、早期発見のためのモニ
290 タリング、緊急的な防除、近隣の都道府県や当該都道府県の区域内の市町村と
291 の連携促進等の取組が積極的に進められることが期待される。

292 イ 国の施策と相まって、外来生物に関する国民の知識と理解を深めるために必
293 要な施策を推進するように努める。

294 (3) 市町村の役割

295 ア 当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生

296 の状況及び動向その他の実情を踏まえ、都道府県の施策に準じて、我が国にお
297 ける定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防
298 止のために必要な措置を講ずるよう努める。これらの措置を講ずるに当たり、
299 当該市町村の区域全体に係る総合的な施策として、外来種に関する条例やリス
300 トの策定等の取組が積極的に進められることが期待される。

301 イ 国の施策と相まって、外来生物に関する国民の知識と理解を深めるために必
302 要な施策を推進するように努める。

303 (4) 事業者及び国民の役割

304 ア 外来生物に関する知識と理解を深め、外来種被害予防三原則（「入れない」、
305 「捨てない」、「拡げない」）を遵守するなど外来生物を適切に取り扱うよう努
306 めるとともに、国及び地方公共団体が実施する特定外来生物による生態系等に
307 係る被害の防止に関する施策に協力する。

308 イ 特定外来生物又は未判定外来生物（以下「特定外来生物等」という。）はあ
309 らゆる物品等に付着等し、拡散するおそれがあることから、物品の輸入、輸送
310 又は保管を他人に請け負わせる者は、当該者から物品の輸入、輸送又は保管を
311 請け負った事業者が、特定外来生物等が付着等している物品等に対する検査や
312 消毒又は廃棄の命令、要緊急対処特定外来生物が付着等している物品等の移動
313 の制限又は禁止等の本法及び本法に基づく命令を遵守して事業を遂行するこ
314 とができるよう、必要な配慮をする。

315 (5) 関係者の協力

316 国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他の関係者は、特定外来生物
317 による生態系等に係る被害を防止するため、特定外来生物の分布や移動・拡散
318 の特性に応じて、相互に連携を図りながら協力するよう努める。また、特定外
319 来生物が侵入し、又は生育し若しくは生息している場所又は施設において、国、
320 都道府県、市町村、事業者及び民間団体並びに当該場所又は施設の所有者及び
321 管理者が相互に連携して、当該場所又は当該施設において、生態系等に係る被
322 害の防止のために必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。

323

324

325 第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

326 外来生物による生態系等に係る被害を適正かつ効果的に防止するため、外来生物を
327 一様に規制の対象とするのではなく、特に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外
328 来生物を適切に特定外来生物に選定する必要がある。

329 特定外来生物の選定に当たっては、以下の各事項に照らして適当な外来生物につい
330 て、原則として種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以
331 下同じ。）を単位として行うものとし、必要に応じ、属、科等一定の生物分類群（上
332 位分類群）を単位とする。また、交雑することにより生じた生物を特定外来生物に選
333 定する際には、交雑して当該生物を生じさせる外来生物の種の組み合わせ、又は外来

334 生物及び在来生物の種の組み合わせを単位とし、必要に応じ、属、科等の生物分類群
335 を組み合わせるものとする。

336

337 1 選定の前提

338 ア 我が国において生物の種の同定の前提となる生物分類学が発展し、かつ、海外と
339 の物流が増加したのが明治時代以降であることを踏まえ、原則として、概ね明治元
340 年以降に我が国に導入されたと考えるのが妥当な生物を特定外来生物の選定の対
341 象とする。

342 イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも
343 種類の判別が可能な生物分類群を特定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、
344 ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。

345 ウ 外来生物のうち、交雑することにより生じた生物には、その由来となる生物との
346 交雑による後代の生物も特定外来生物に含めるものとする。

347 エ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平
348 成 15 年法律第 97 号）や植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）など他法令上の措
349 置により、本法と同等程度の輸入、飼養その他の規制がなされていると認められる
350 外来生物については、特定外来生物の選定の対象としない。

351

352 2 被害の判定の考え方

353 (1) 被害の判定

354 特定外来生物については、以下のいずれかに該当する外来生物を選定する。

355 ア 生態系被害防止外来種リストを参考としつつ、生態系に係る被害を及ぼし、又は
356 及ぼすおそれがある外来生物として、①在来生物の捕食、②生息地若しくは生育地
357 又は餌動植物等に係る在来生物との競合による在来生物の駆逐、③植生の破壊や変
358 質等を介した生態系基盤の損壊、④交雑による遺伝的かく乱等により、在来生物の
359 種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあ
360 る外来生物を選定する。

361 イ 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、
362 危険の回避や対処の方法についての経験に乏しいため危険性が大きくなることが
363 考えられる、人に重度の障害をもたらす危険がある毒を有する外来生物又は重傷を
364 負わせる可能性のある外来生物を選定する。

365 なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、人の生命又は身体に係る被害には、感染
366 症に係る被害は含まない。

367 ウ 農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、単に
368 我が国の農林水産物に対する食性があるというだけではなく、農林水産物の食害等
369 により、農林水産業に重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選
370 定する。

371 なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、農林水産業に係る被害には、家畜の伝染

372 性疾病などに係る被害は含まない。

373

374 (2) 被害の判定に活用する知見の考え方

375 被害の判定に際しては、次の知見を活用し、特定外来生物の選定を進める。

376 ア 生態系等に係る被害又はそのおそれに関する国内の科学的知見を活用する。

377 なお、被害のおそれに関しては、現に被害が確認されていない場合であっても既
378 存の知見により被害を及ぼす可能性が高いことが推測される場合には、その知見を
379 活用するものとする。

380 イ 国外で現に生態系等に係る被害が確認されており、又は被害を及ぼすおそれがある
381 という科学的知見を活用する。ただし、国外の知見については、日本の気候、地
382 形等の自然環境の状況及び社会状況に照らし、国内で被害を生じるおそれがあると
383 認められる場合に活用するものとする。

384

385 3 選定の際の考慮事項

386 特定外来生物の選定に当たっては、原則として生態系等に係る被害の防止を第一義
387 に、外来生物の生態的特性及び被害に係る現在の科学的知見の現状、適正な執行体制
388 の確保、社会的に積極的な役割を果たしている外来生物に係る代替物の入手可能性な
389 ど特定外来生物の指定に伴う社会的・経済的影響も考慮し、随時選定していくものと
390 する。

391 ~~また、~~外来生物の生態的特性及び被害に係る科学的知見を踏まえ、特に、予防的観
392 点から有効かつ適切な場合には、種の単位だけでなく、属、科等の単位で選定するよ
393 う努めるものとする。

394 ~~さらに、~~生態系等に係る被害を及ぼすことが懸念される外来生物が、我が国で初め
395 て確認された場合又は侵入初期の場合に、海外からの更なる導入、野外への逸出又は
396 分布拡大などによる被害を防止するために、飼養等の規制の導入又は緊急的な防除が
397 早急に必要とされる際には、被害の判定に要する期間を極力短くするよう努めるもの
398 とする。

399 また、他の特定外来生物の飼養者の数と比べても相当程度多くの一般の者により飼
400 養等がなされている、野外の生息数が多いことから一般の者であっても容易に捕獲し、
401 飼養することが可能であるなど、我が国におけるその生息又は生育の状況、飼養等の
402 状況その他の状況に鑑み、本法第4条及び第7条から第9条までの規定（飼養等、輸
403 入、譲渡し等及び放出等の禁止）を適用することにより、大量遺棄を招いてしまうな
404 ど、かえって当該特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に支障を及ぼすおそ
405 れがあると認められるときは、本法附則第5条第1項に基づき、当該特定外来生物に
406 ついては、当分の間、これらの規定の全部又は一部を、特定外来生物による生態系等
407 に係る被害の防止のため必要な条件を付して適用しないこととする。また、選定の際
408 に、適用を除外する規定及び付す条件の内容について併せて検討を行うこととする。
409 「当分の間」については、飼養者数や野外における個体数等が相当程度に減少するな

410 ど、通常の特定外来生物と同様に規制できるようになり、この特例措置の適用を解除
411 できるようになるまでの間を想定している。なお、特定外来生物への指定を行う時点
412 で特例措置の適用期間を確定することが難しい場合には、特定外来生物の指定後にそ
413 の生息又は生育の状況や飼養等の状況等を注視しつつ適用除外を解除する時期の検
414 討を行うこととする。

415 なお、選定の結果については、可能な限りその判断の理由を明らかにするものとす
416 る。

417

418 4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取

419 (1) 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取

420 ア 生態学、農学、林学、水産学等生物の性質に関し専門性を有する学識経験者の意
421 見を聴くこととする。

422 イ 学識経験者の選定は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、維管束植
423 物等の生物の分類群に対応するよう留意する。

424 ウ 特定外来生物の選定に際しては、当該生物に最も深い知識を有する学識経験者に
425 意見を聴くことができるよう、最も関係の深い分野の学識経験をあらかじめ登録
426 しておくなど、必要に応じて意見を聴くことができる体制を構築する。

427 エ 意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリング又は委員会形式での学識
428 経験者間の意見交換など、外来生物の特性に柔軟に対応できる形式を検討する。

429 オ 学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から知見
430 を収集するとともに、当該生物を利用する者等関係者の意見を聴取することを検討
431 する。

432 カ 意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める。

433 キ 本法附則第5条第1項に基づき、当分の間、本法の一部の規定を適用しないこと
434 とした特定外来生物について、適用除外を解除する場合は、学識経験者の意見を聴
435 くこととする。

436

437 (2) パブリック・コメント手続

438 学識経験者の意見を聴いて作成した特定外来生物の選定案については、行政手続法
439 (平成5年法律第88号)に基づく意見提出手続(パブリック・コメント手続)を実
440 施し、提出された意見及び情報を考慮した上で特定外来生物を指定する。

441

442 (3) WTO通報手続

443 特定外来生物の指定に当たっては、世界貿易機関(WTO)・衛生植物検疫措置の
444 適用に関する協定(SPS協定)に整合するよう、WTO加盟国への通報手続を行い、
445 特定外来生物の指定を的確に進める。

446

447

448 第3 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

449 特定外来生物による被害の多くは、一部の者が不適切な管理のもと飼養等をした結
450 果、遺棄又は逸出等によって野外に放たれることに起因している。

451 このため、特定外来生物の飼養等、輸入及び譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若し
452 くは引取り（以下「譲渡し等」という。）は原則禁止とし、適切な飼養等を行うこと
453 ができること認められる目的、施設、方法等の要件を満たしている者に限り主務大臣に
454 よる許可をもってその国内での飼養等を認めることとする。また、特定外来生物の野
455 外への放出、植栽又はは種（以下「放出等」という。）についても原則禁止とし、防
456 除技術の開発など、防除の推進に資する学術研究の目的で主務大臣による許可を受け
457 た場合には、放出等を認めることとする。あわせて、防除手法として不妊化した特定
458 外来生物を大量に放出等することが効果的な場合など、本法第3章の規定による防除
459 に係る放出等については、防除の公示に示された事項に即して主務大臣等又は都道府
460 県が公示を行って行う実施する場合及び市町村が本法第17条の4第1項の確認を受
461 けて防除を実施する際又は国及び地方公共団体以外の者が本法第18条第1項の認定
462 を受けて当該公示された事項に適合する旨の確認を受けた地方公共団体又は認定を
463 受けた民間団体が行う実施する場合に限り、放出等を認めることとする。

464

465 1 飼養等の許可の考え方

466 （1）特定外来生物の飼養等をするに当たり、許可が不要な場合

467 特定外来生物の飼養等をするに当たり、許可が不要な場合としては、本法に基づく
468 防除に伴う行為など許可を受けずとも特定外来生物の遺棄又は逸出等の防止が図ら
469 れている場合、災害時において緊急に対処すべき場合、違法飼養個体の押収など公的
470 機関がその職務を遂行するために必要な飼養等であって、許可手続を経る時間的余裕
471 がなく、かつ、その取扱いが適正と認められる場合等に限る。

472

473 （2）飼養等の目的

474 学術研究のほか、展示、教育及び許可規制を行うことで遺棄又は逸出等に対して十
475 分な抑止力が働く生業の維持などの場合に限り、飼養等の許可の対象とする。

476 なお、これまで安易な飼養等により遺棄又は逸出等がなされ、外来生物が野生化し
477 て生態系等に被害を及ぼしている例がある愛玩目的の飼養等については、特定外来生
478 物の指定の際、現に飼養等している個体を継続して飼養等する場合であって、かつ繁
479 殖を行わない場合に限り、許可の対象とする。

480

481 （3）特定飼養等施設の施設基準

482 特定外来生物の逸出等を防止するために必要な施設の基準を定める際には、原則と
483 して、次の考え方によるものとする。

484 ア 特定外来生物の逸出等を防ぐ構造及び強度とすること。

485 イ 人の生命・身体に危害を及ぼす外来生物については、第三者が容易に特定外来生
486 物に接触できない構造及び強度とすること。

487

488 (4) 許可条件

489 飼養等の許可に当たっては、特定外来生物の遺棄又は逸出等を起こさない適正な取
490 扱いを確保するため、必要に応じ、許可の有効期間、特定飼養等施設で取り扱うこと
491 のできる特定外来生物の数量の制限、譲渡し等に係る届出等について条件を付すもの
492 とする。

493

494 (5) 飼養等の方法

495 許可者に対し、次の方法に従った飼養等を義務付けるものとする。

496 ア 特定外来生物の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的
497 に行うこと。

498 イ 許可を受けていることを明らかにするため、マイクロチップ、タグ、脚環、標識、
499 写真等生物に応じて技術的に可能な方法での識別措置を講ずること。

500 ウ 許可された特定外来生物の飼養等について繁殖が認められる場合にあっては、み
501 だりに繁殖させることにより特定外来生物の適正な飼養等に支障が生じないように、
502 自己の管理する施設の収容力、当該生物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁
503 殖を行うこと。また、その繁殖を制限させるための措置又は施設への譲渡し等につ
504 いては、当該生物の生理、生態等を勘案し、適切に講ずること。

505

506 (6) その他

507 国は、愛玩等の目的で飼養等されていた特定外来生物の遺棄又は逸出等を起こさな
508 いため、関係機関の連携の下、適正な飼養等が確保されるよう普及啓発等に努める。

509

510 2 個体の処分

511 特定外来生物をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、「動物の殺処分方
512 法に関する指針」（平成7年7月総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与え
513 ない適切な方法で行うものとする。

514

515 3 輸入の禁止

516 許可を受けていない者により特定外来生物を我が国へ導入させることがないよう
517 にするため、関係府省で連携して輸入の禁止の徹底に努める。

518

519 4 譲渡し等の禁止

520 譲渡し等の禁止の例外として主務省令で定める場合は、許可者同士が許可の範囲内
521 で譲渡し等をする場合、~~本法に基づく防除等により飼養等をする事となった特定外~~
522 ~~来生物をその防除等の一環として適正に処理するため譲渡し等をする場合、本法に基~~

523 づく防除に伴う行為など許可を受けずとも特定外来生物の遺棄又は逸出等の防止が
524 図られている場合、災害時において緊急に対処すべき場合又は公的機関に対する譲渡
525 し若しくは引渡しに該当する場合で飼養等の許可手続を経ることが事実上不可能な
526 やむを得ないときに限ることとする。

527

528 5 放出等の許可の考え方

529 特定外来生物による被害を防止する上で最も重要なことは、特定外来生物の遺棄又
530 は逸出等を防ぐことであり、特定外来生物の放出等を原則禁止とする本法第9条の規
531 定の実効性の確保には最大限配慮する必要がある。特定外来生物を取り扱っている者
532 がその管理を放棄し、野外への放出等をする行為は、生態系等に係る被害を及ぼす危
533 険が高くなるため原則禁止とするが、防除技術の開発のための生態、行動形態等の解
534 明等、防除の推進に資する学術研究の目的で放出等をする場合には、例外として主務
535 大臣の許可を受けることができることとする。ただし、この場合であっても、当該放
536 出等により生態系等に係る被害を拡大させることがないよう、一定の要件を満たす必
537 要がある。

538 なお、既に野外に存在することで飼養等又は譲渡し等に係らない特定外来生物を捕
539 獲又は採取した直後にその場で放出等する行為は本法第9条の対象とはならないが、
540 捕獲及び採取後の特定外来生物の飼養等、譲渡し等及びそれらに係る放出等について
541 は、引き続き本法の規制が適用されることに留意する。

542

543 (1) 許可の目的

544 防除の推進に資する学術研究の目的で行う場合に限る。

545

546 (2) 許可の基準

547 放出等により生態系等に係る被害を拡大させることがないよう、許可に際して必要
548 な基準を定める際には、原則として次の考え方によるものとする。

549 ア 当該放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがない
550 こと。

551 イ 当該放出等を行う土地又は水面の所有者等の同意を得ていること。

552 ウ 当該放出等の目的である学術研究の計画が適正なものであり、防除の推進に資す
553 る成果が見込まれるものであること。

554 エ 当該放出等に伴い、飼養等を行う場合には、当該特定外来生物に係る本法第5条
555 第1項に基づく飼養等許可を受けている又は許可を受ける見込みがあること。

556

557 (3) 許可条件

558 放出等の許可に当たっては、生態系等に係る被害を防止するため、必要に応じ、許
559 可の有効期間、放出等することができる特定外来生物の数量の制限、放出等に係る届
560 出等について条件を付すものとする。なお、許可の有効期間及び放出等することがで

561 きる特定外来生物の数量については、被害を防止する観点から必要最小限とすること
562 とする。

563

564 (4) その他

565 許可者に対し、次の事項を遵守させるものとする。

566 ア 放出等をするときは許可証を携帯し、求められた場合にはいつでも提示できるよ
567 うにすること。

568 イ 放出等に伴い、当該特定外来生物の飼養等を行う場合には、別途本法第5条第1
569 項に基づく飼養等の許可を受け、かつ定められた方法により飼養等を行うこと。

570 ウ 当該放出等を行う土地の周辺であり、当該放出等により、当該特定外来生物が移
571 動し、又は分散すると想定される範囲の土地の所有者等に周知し、理解を得るよう
572 配慮すること。

573 エ 放出等を行う特定外来生物が鳥獣であって、放出等を行う個体を確保するために
574 鳥獣を捕獲する場合は、本法第3章に規定する防除として行うか、又は鳥獣保護法
575 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以
576 下、「鳥獣保護管理法」という。）に基づく捕獲許可を受けること。

577

578 6 立入り等

579 (1) 許可者に対する立入り、指導等

580 本法の規制の実効性を確保するため、関係機関と連携して立入りの徹底などにより
581 飼養その他の取扱いの状況に関する情報収集に努め、指導監督の強化を図るものとし
582 る。また、放出等許可についても、不適切な方法で特定外来生物を放出等した場合は、
583 生態系等に係る被害を及ぼす危険性が高いことから、報告徴収又は立入りなどにより
584 状況把握に努め、指導を徹底するものとする。

585 また、不適切な飼養等又は放出等がみられ、生態系等に係る被害の防止のために必
586 要な場合には、措置命令又は許可の取消しを行う。

587

588 (2) 許可なく法律の規定に違反した者に対する立入り等

589 許可なく、飼養等、譲渡し等又は放出等をした者を確認した場合には、立入り等
590 より状況を把握するとともに、不適切な管理による生態系等に係る被害が発生しない
591 よう、必要に応じて、飼養等の中止又は放出等をした特定外来生物の回収等を命ずる
592 こととする。

593

594

595 第4 国及び地方公共団体等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

596 特定外来生物については、①指定時に既に野外等に存在する場合、②指定後、野外
597 へ遺棄又は逸出等をされることにより、生態系等に被害を及ぼすおそれが生じる場合
598 が考えられることから、第1 4に記載している各主体の役割と連携に沿って、また、

599 相互に連携・協力を行いながら、必要に応じ、特定外来生物の防除（捕獲、採取又は
600 殺処分、被害防止措置の実施等）を行うこととする。防除の実施に当たっては、本法、
601 鳥獣保護管理法その他の関係する法令の規定を遵守するとともに、住民の安全及び生
602 物多様性の確保のため適切な方法で行わなければならないことを原則とする。具体的
603 には以下1から3までに掲げる内容に即して行うものとする。

604 その際、既に野外等に存在する場合には、計画的な防除の取組が必要であるとともに
605 に、新たに遺棄又は逸出等したものについては緊急の取組が必要であることに留意す
606 る。また、特定外来生物の防除はそれ自体が目的ではなく、生態系等に係る被害を防
607 止し、生物多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に
608 寄与することを目的とすることを認識する必要がある。

609 各主体が防除が必要なを行う場合には、都道府県からの意見を聴いて地域の状況を
610 踏まえつつ、かつ、関係者と連携を図りながら、国が防除の公示を行い、その上で科
611 学的知見に基づき適切に防除を実施する。

612 なお、防除の実施に当たっては、防除に係る費用及び人員を有効に活用するため、
613 費用対効果や実現可能性の観点からの優先順位を考慮し、効率的かつ効果的に防除を
614 推進する。

615 1 防除の原則

616 防除を行う者は、本法、鳥獣保護管理法その他の法令の規定を遵守するとともに、
617 住民の安全及び生物の多様性の確保のため、以下に掲げる適切な方法により防除を行
618 わなければならない。

619 ア 防除の実施に当たっては、設置した捕獲器具等を適切に管理できる体制の確保な
620 ど錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、また、事前に関係地
621 域住民等への周知を図るとともに、本法に基づく防除を実施していることを証する
622 書類の携帯をするものとする。

623 イ 防除に使用する捕獲器具等（銃器を除く。）には、捕獲器具ごとに、実施者の住
624 所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、
625 捕獲器具等の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあつては、捕
626 獲器具等を設置した場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によること
627 もできるものとする。

628 ウ 捕獲個体等は防除実施主体の責任のもと、適切に処分することとし、個人的な持
629 ち帰り及び野外への放置のないようにするものとする。

630 エ 捕獲個体をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、従事者の心理的負担
631 軽減や効率的な防除の観点にも留意しつつ、できる限り苦痛を与えない適切な方法
632 で行うものとする。

633 オ 既に国土保全等において大きな役割を果たしている特定外来生物については、当
634 該特定外来生物の果たしている役割を考慮し、防除の実施に際して関係者と十分調
635 整を図るものとする。

636 カ 防除の対象とする特定外来生物が鳥獣の場合には、次の事項に留意するものとし

- 637 る。
- 638 ① 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間、区域は避けるよ
- 639 う配慮すること。
- 640 ② 狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、登録狩猟又は狩猟期間の延
- 641 長と誤認されることのないよう適切に実施すること。
- 642 ③ 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるた
- 643 め、大型獣類については使用しないこと。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況
- 644 において使用する場合については、この限りではない。
- 645 ④ わなを設置する際には、防除対象以外の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの
- 646 形状や設置場所に留意すること。また、防除の対象生物の嗜好する餌を用いて捕獲
- 647 を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を
- 648 生じさせることのないよう適切に行うこと。
- 649 キ その他、防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、国や都道府県
- 650 の防除に際しては、3（3）「防除の確認・認定の基準」の記載の内容に配慮して
- 651 実施するものとする。

652 2-1 防除の公示に関する事項

653 （1）防除の主体及び公示の方法

654 国は、制度上その保全を図ることとされている地域など、全国的な観点から防除を

655 進める優先度の高い地域から、防除を進める。

656 地域の生態系等に生ずる被害を防止する観点から地域の事情に精通している地方

657 公共団体又は民間団体等が行う防除も重要であり、これらの者により防除の公示内容

658 に沿って防除が積極的に進められることが期待される。

659 実際には、国、地方公共団体、民間団体等が防除を行う地域が相互に関わり合っ

660 ている場合が多く、このような場合には、各主体の役割に応じ、連携して適切な防除が

661 なされることにより、全体として効果的な防除が推進されるものである。

662 防除の公示は、国が本法第 11 条第 1 項の規定による防除を実施する際又は都道府

663 県が本法第 17 条の 2 第 1 項の規定による防除を実施する際に、国又は都道府県が実

664 施する防除の内容について公示するものとする。また、市町村が本法第 17 条の 4 第

665 1 項の確認を受けて防除を実施する際又は国及び地方公共団体以外の者が本法第 18

666 条第 1 項の認定を受けて防除を実施する際は、主務大臣が当該防除の内容について公

667 示するものとする。都道府県については、隣接する都道府県間など広域で連携して防

668 除を行う場合には、共同での公示も行うことができる。防除の公示は、国が防除の公

669 示を行う場合は、防除の対象となる特定外来生物ごとに関係都道府県の意見を聴いて

670 行うものとする。し、防除の公示は国民に迅速かつ広く知らせることができるよう、

671 官報に掲載して行うほか、掲示板への掲示やインターネット等の手段をも活用して迅

672 速に行うものとする。都道府県が防除の公示を行う場合は、全国の防除を一括して閲

673 覧できるようにするため、都道府県から国へ通知を行うとともに、国のホームページ

674 を

675 などを活用して、公示を行うこととする。また、国及び地方公共団体が共同して防除
676 を行う場合には、国が本法第 11 条第 2 項第 4 号に基づき当該地方公共団体の名称を、
677 都道府県及び市町村が共同して防除を行う場合には、都道府県が本法第 17 条の 2 第
678 2 項第 2 号に基づき当該市町村の名称を、それぞれ公示することにより、国又は都道
679 府県が防除の公示を一括して行うことができる。この場合には、国又は都道府県は、
680 当該地方公共団体又は当該市町村の同意を得ることとする。当該同意については、書
681 面又は電子メールの電磁的方法等当事者間が定める方法により、行うことができる。

682

683 (2) 防除を行う区域及び期間

684 防除区域は、現に特定外来生物による被害が確認されている地域又は特定外来生物
685 による被害が今後生じるおそれがある地域を設定する。ただし、全国的に広くまん延
686 している場合など、必ずしも区域が特定できない場合には全国又は広範な地域を対象
687 に防除の区域を定めることとする。

688 防除期間としては、当該区域において被害の発生を防止するために必要な期間を定
689 めるものとする。

690 なお、被害を受けている地域が広がるおそれが生じたり、防除が長期間にわたる可
691 能性が高い場合には、適宜防除の効果を評価し、必要に応じ区域の変更又は期間の延
692 長等を行うものとする。

693

694 (3) 防除の内容

695 防除の公示では、(1) 及び (2) のほか、次の内容を定めるものとする。

696 ア 防除の目標

697 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性と、予想される被害の状況を勘案し、
698 区域からの完全排除、被害影響の封じ込め、被害影響の低減等の目標を設定する。

699 イ 防除の方法

700 防除の目標に照らし、捕獲、採取、殺処分、防護柵の設置等の方法を明らかにする
701 とともに、捕獲等した個体の取扱いの方法についても明らかにする。

702 なお、放出等による防除の方法を定める場合は、以下の事項を満たす方法とする。

703 ①放出等を伴う手法が他の手法よりも高い防除効果が見込まれるものであること。

704 ②放出等により当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがない
705 こと。

706 ③放出等された個体により発生する生態系等に係る被害の程度よりも、放出等によ
707 る防除の結果低減される生態系等に係る被害の程度が、高いことが明らかである
708 こと。

709 ~~ウ その他の主務省令で定める事項~~

710 ~~特定外来生物の防除を行う場合には、在来生物の錯誤捕獲を避けることとするなど、~~
711 ~~適正な防除を進めるに当たり必要な事項を主務省令に定めるものとする。~~

712

713 3-2 防除の実施に関する事項

714 特定外来生物の防除の実施に際しては、被害の状況に応じて最適な防除の方法を採
715 用することが重要である。人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見
716 された場合、希少な野生生物が多く生息・生育する地域に捕食性又は繁殖力が強い特
717 定外来生物が発見された場合等には、緊急的に防除を実施することが必要である。一
718 方、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合
719 には、優先的に防除を進めるべき地域や手法を考慮し計画的に防除を進めることが必
720 要である。また、防除を必要とする原因となった行為をした者が存在するときは、防
721 除に要した費用について、当該原因者に求償することを原則とする。

722

723 (1) 緊急的な防除の実施

724 人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合、希少な野生
725 生物が多く生息・生育する地域に捕食性の高い特定外来生物が発見された場合等には、
726 緊急的に防除を実施することが必要である。このため、国又は都道府県は関係行政機
727 関又は関係地方公共団体と連絡調整の上、速やかに防除の公示を行い、連携を図りつ
728 つ防除を実施する。また、市町村においても、被害の発生状況等の実情を踏まえ、防
729 除を実施するよう努める。

730 ~~緊急的な防除を必要とする原因となった行為をした者が存在するときは、防除に要~~
731 ~~した費用について、当該原因者に求償することを原則とする。~~

732

733 (2) 計画的な防除の実施

734 (1)により、緊急的な防除を行ったとしても国内からの根絶又は地域的な根絶が
735 できない場合や、特定外来生物が、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、
736 又は及ぼすおそれがある場合には、国、地方公共団体、民間団体、土地及び施設の所
737 有者及び管理者等の関係者が連携して計画的に防除を進めることが必要であり、その
738 際には、防除の目標、区域、期間、方法、実施体制等を防除の主体対象ごと、地域ご
739 とに具体的に定めた防除実施計画を策定し、防除開始後もモニタリングを行い、その
740 結果を防除実施計画の見直しに反映するなど柔軟な防除の実施に努めることが必要
741 である。特に、鳥獣の特定外来生物の対策を行う場合は、鳥獣保護管理法に基づく狩
742 猟や被害防止目的での捕獲と連携して行うことが重要である。

743 また、適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目
744 標を設定し、防除を円滑に行うため、可能な限り次の手順で防除実施計画を作成し実
745 行するものとする。

746 ア 協議及び検討の場の設置

747 科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら防除を実施す
748 るため、学識経験者、関係行政機関、自然保護団体及び地域住民のほか、必要に応じ
749 て農林水産業団体又は狩猟者団体等から成る協議のための場を設け、防除実施計画の
750 作成、実施方法についての検討、防除活動の評価等を行えるようにする。この場合、

751 必要に応じて生物学等の専門的な観点から防除実施計画の実施可能性及び実施状況
752 を分析・評価するための検討の場を、別途設ける。

753 イ 関係行政機関等との連携

754 特定外来生物が、森林、農地、河川、海岸等様々な生態系に分布する場合又は、行
755 政界を越えて分布する場合があることを踏まえ、国の関係行政機関又は関係地方公共
756 団体と十分調整し、必要に応じて連携を図るものとする。その際、特に、森林、河川、
757 海岸等で関連する計画が既に策定されている場合は、当該計画との整合性を図る必要
758 がある。

759 ウ 土地所有者等との調整

760 防除を行う地域の土地又は水面の所有者等に対しては、~~必要に応じ~~防除の内容を説
761 明し、可能な限り理解を得るものとする。

762 また、本法第13条第1項に基づき、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特
763 定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防
764 除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要な情報を収集するための調査に必
765 要な限度において、他人の土地又は水面への立入りを行うことが可能である。本法第
766 13条第1項の規定は、特定外来生物の防除の実施に伴わない特定外来生物の生息又は
767 生育の状況の調査目的での立入りを可能とするものであるが、特定外来生物の防除を
768 今後行うことがおよそ見込まれない場所への立入りや当該調査目的に必要な範囲を
769 超えた立入りを認めるものではなく、当該調査に必要な限度に限り土地等への立入り
770 を認めるものである。また、本法第13条第1項に基づく立入りは、本法第13条第2項
771 に基づく防除の実施の際の立入りと同様に、土地又は水面の所有者等に対して、当該
772 調査の内容を説明し、可能な限り理解を得るものとする。

773 なお、防除を行う地域の土地若しくは水面の所有者等が知れない、又はその所在地
774 が不分明なことにより、防除を行えない地域があることで、当該地域が特定外来生物
775 の供給源となるなど、防除の推進に支障がある場合は、本法第13条第5.4項に基づき
776 手続を行うこととする。

777 エ モニタリングの実施

778 特定外来生物の存在状況及び特定外来生物による被害の状況等についてモニタリ
779 ングを行い、防除実施計画の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に
780 反映させるものとする。

781 オ 実施体制の整備

782 防除を適切かつ効果的に進めるため、地域の関係者が一体となった防除の実施体制
783 を整備するとともに、必要に応じて地域の大学、研究機関及び専門家との連携に努め
784 る。

785 また、防除を実施していく上で、地域住民の理解及び協力が不可欠であることから、
786 特定外来生物の被害に関する情報及び被害予防についての方策などの普及啓発を促
787 進するものとする。

788

- 789 ~~（3）防除の実施に当たっての留意事項~~
- 790 ~~ア 防除の実施に当たっては、設置した捕獲器具等を適切に管理できる体制の確保な~~
- 791 ~~ど錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、また、事前に関係地~~
- 792 ~~域住民等への周知を図るとともに、本法に基づく防除を実施していることを証する~~
- 793 ~~書類の携帯をするものとする。~~
- 794 ~~イ 防除に使用する捕獲器具等（銃器を除く。）には、捕獲器具ごとに、実施者の住~~
- 795 ~~所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、~~
- 796 ~~捕獲器具等の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあっては、捕~~
- 797 ~~獲器具等を設置した場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によること~~
- 798 ~~もできるものとする。~~
- 799 ~~ウ 捕獲個体等は防除実施主体の責任のもと、適切に処分することとし、個人的な持~~
- 800 ~~ち帰り及び野外への放置のないようにするものとする。~~
- 801 ~~エ 捕獲個体をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、できる限り苦痛を与~~
- 802 ~~えない適切な方法で行うものとする。~~
- 803 ~~オ 既に国土保全等において大きな役割を果たしている特定外来生物については、当~~
- 804 ~~該特定外来生物の果たしている役割を考慮し、防除の実施に際して関係者と十分調~~
- 805 ~~整を図るものとする。~~
- 806 ~~カ 防除の対象とする特定外来生物が鳥獣の場合には、次の事項に留意するものとし~~
- 807 ~~る。~~
- 808 ~~① 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間、区域は避けるよ~~
- 809 ~~う配慮すること。~~
- 810 ~~② 狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、登録狩猟又は狩猟期間の延~~
- 811 ~~長と誤認されることのないよう適切に実施すること。~~
- 812 ~~③ 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるた~~
- 813 ~~め、大型獣類については使用しないこと。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況~~
- 814 ~~において使用する場合については、この限りではない。~~
- 815 ~~④ わなを設置する際に防除の対象生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合は、他~~
- 816 ~~の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせること~~
- 817 ~~のないよう適切に行うこと。~~
- 818 ~~キ その他、防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。~~

820 （3.4）防除の確認・認定の基準

821 防除の確認・認定の基準は、本法第 17 条の 4 第 1 項に基づき主務省令で定める。

822 この際には、原則として次の考え方によるものとする。

823 ア 防除を行う主体は、原則として、下記の要件を満たす者とする。

- 824 ① 緊急的に対応する防除を除き、防除の公示に沿う防除実施計画を策定し、当該防
- 825 除実施計画を実行する財政的、人力的能力を有していること。
- 826 ② 被害の発生地域の地理及び特定外来生物の存在の状況を把握している者が含ま

827 れていること。

828 ③ 特定外来生物が鳥獣の場合には、原則として使用する猟具に応じた鳥獣保護管理
829 法の狩猟免許を有する者が行うこと。

830 なお、従事者が適切な捕獲及び安全に関する知識及び技術を有している団体に
831 よる防除については、免許非所持者を含めることができる。

832 ④ 従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備する
833 ことができること。

834 イ 防除の実施の際には、確認又は認定を受けていることを証明する書類を携帯する
835 とともに、原則として、捕獲等を行う区域における安全の確保及び静穏の保持を行
836 うとともに、地域の生態系へ支障がないよう配慮するものとする。

837 ~~ウ 防除の対象とする特定外来生物が鳥獣の場合には、原則として、下記の要件を満
838 たすものとする。~~

839 ~~① 鳥獣保護法第12条第1項又は第2項で禁止されている方法は使用しないこと。~~

840 ~~② 鳥獣保護法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内
841 において使用を禁止された猟法は使用しないこと。~~

842 ~~③ 鳥獣保護法第35条第1項で特定猟具使用禁止区域として指定されている区域に
843 においては、同区域内において使用を禁止された猟具による防除は行わないこと。~~

844 ~~④ 鳥獣保護法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わな
845 いこと。~~

846 ~~⑤ 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第38条において禁止されている行為
847 を行わないこと。~~

848 ウ 放出等による防除の方法を定める場合は、以下の事項を満たす方法とする。

849 ①放出等を伴う手法が他の手法よりも高い防除効果が見込まれるものであること。

850 ②放出等により当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがない
851 こと。

852 ③放出等された個体により発生する生態系等に係る被害の程度よりも、放出等によ
853 る防除の結果低減される生態系等に係る被害の程度が、高いことが明らかである
854 こと。

855 エ 防除の認定を受けた防除において、その防除を目的とする特定外来生物の放出等
856 が、公示された事項基準に即して行われておらず、生態系等に係る被害の拡大のお
857 それがある場合は、その防除を行う者に対し、放出等をした当該特定外来生物の回
858 収その他の必要な措置を執るべきことを命ずることとする。

859 オ その他、防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

860

861 4-3 その他

862 ~~特定外来生物による被害を効果的に防止するという観点から、上記1及び2による
863 本法に基づく防除のみならず、国以外の者が独自に行う防除の取組についても重要で
864 ある。また、国は、国以外の者が行う取組を促進するため、地方公共団体等と連携し~~

865 て、特定外来生物の分布情報（侵入初期の地域や分布の拡大状況に関する情報を含
866 む。）及び効果的な防除手法等に係る情報を収集し、それらの情報の共有、防除技術
867 の開発、防除体制の整備等に努めるものとする。

868
869

870 第5 輸入品等の検査等に係る基本的な事項

871 飼養等許可を受けている者がその許可に係る特定外来生物を輸入する場合を除き、
872 特定外来生物の輸入は禁止されているが、輸入品又はその容器包装（当該輸入品につ
873 き関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定による輸入の許可を受ける前のも
874 のに限る。以下「輸入品等」という。）等に特定外来生物等又は未判定外来生物（以
875 下「~~特定外来生物等~~」という。）が非意図的に混入し、又は付着等していることがあ
876 る。特定外来生物等の非意図的な導入を防ぐために、輸入通関時に輸入品等又は当該
877 輸入品等の所在する土地若しくは施設の検査、関係者への質問又は必要な最小量に限
878 り輸入品等の集取（以下「検査等」という。）を行うとともに、

879 また、当該検査において要緊急対処特定外来生物の疑いのある生物の付着等が確認
880 された場合に、当該生物の拡散等による生態系等に係る被害の発生の防止のために必
881 要な限度において、当該輸入品等又は当該施設（移動施設に限る。）の移動の制限又
882 は禁止を命ずるものとする。

883 加えて、当該検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検
884 査の結果、特定外来生物等の付着等又は混入が確認された場合には、確実に導入を防
885 ぐために、当該輸入品、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該輸入品等
886 若しくは当該施設を廃棄し、又は当該輸入品、当該土地若しくは当該施設の消毒若し
887 くは又は当該輸入品若しくは当該施設の廃棄を命ずるものとする。

888 なお、輸入品等の通関に当たっては即時の対応が求められることが多く、また、特
889 定外来生物等の逸出を防止する観点からも、検査等、移動の制限及び禁止の命令並び
890 に消毒及び廃棄の命令の手続については速やかに行うように努めるものとする。

891

892 1 ~~特定外来生物等が付着等し、又は混入~~しているおそれのある輸入品等の検査等又 893 は当該輸入品等の所在する土地若しくは施設の検査等に係る事項

894 植物防疫所及び税関等の輸入通関時の検査において特定外来生物等と疑われる生
895 物の付着等若しくは混入が確認された場合、輸入品等の所有者又は管理者等から特定
896 外来生物等の付着等若しくは混入の情報があつた場合、過去の付着等若しくは混入の
897 実績等を考慮して特定外来生物等が頻繁に付着等若しくは混入しているなど非意図
898 的な導入の危険性が非常に高い輸入品等である場合等、特定外来生物等が付着等し、
899 又は混入しているおそれがある輸入品等があると認める場合は、特定外来生物被害防
900 止取締官が、当該輸入品等の所在する土地、倉庫、船舶又は航空機に立ち入り、当該
901 輸入品等の検査等又は当該輸入品等の所在する土地若しくは施設の検査等を行う。

902 なお、特定外来生物等が付着等し、又は混入している危険性が非常に高い経路及び

903 品目等、特定外来生物等の導入経路に係る情報の収集に努める。

904

905 2 要緊急対処特定外来生物が付着等している輸入品等若しくは当該輸入品等の所
906 在する施設の移動の制限又は禁止に係る事項

907 (1) 移動の制限又は禁止の基本的な考え方

908 本法第 24 条の 2 第 2 項の規定は、検査の対象となる輸入品等又は施設（移動施設
909 に限る。）に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、付着等している
910 ときに適用される。具体的には、当該輸入品等又は当該施設に何らかの生物が付着等し
911 ていることが確認でき、かつ主務大臣がその職員により当該生物を撮影した写真や採
912 取したサンプルを簡易的に目視等により確認し、要緊急対処特定外来生物に該当する
913 特徴が確認できる場合、又はその他写真やサンプルのみでは要緊急対処特定外来生物
914 の疑いが排除できないといった理由により当該生物が要緊急対処特定外来生物であ
915 る疑いがあることから要緊急対処特定外来生物であることについて専門家による同
916 定が必要と主務大臣が判断した場合等に適用される。

917 また、本法第 24 条の 2 第 2 項の規定による輸入品等若しくは施設に対する移動の
918 制限又は禁止の命令は、当該生物が要緊急対処特定外来生物であることの同定作業を
919 開始し、その結果が判明するまでの間に、当該輸入品等又は当該施設を所有し、又は
920 管理する者に対し、当該要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物の拡散等により、
921 当該生物による生態系等に係る被害の発生を防止するために必要な範囲に限り、行う
922 ものとする。なお、当該生物の同定作業の完了前に、当該生物を消毒等により十分に
923 取り除く等の当該生物による生態系等に係る被害の発生を防止するための十分な措
924 置が講じられたことが確認できた場合には、移動の制限及び禁止の命令は行わない。

925

926 (2) 命令の手續及び基準

927 移動の制限及び禁止の命令の手續並びに基準を定める際には、原則として次の考え
928 方によるものとする。

929 ア 要緊急対処特定外来生物の拡散を適切に防止でき、実効性のある方法とすること。

930 イ 発見された場所に当該輸入品等又は当該施設をとどめ置くことが極めて困難な
931 場合においては、要緊急対処特定外来生物の拡散を防止するための十分な措置を行
932 った上で、必要最小限の移動とすること。

933

934 3-2 特定外来生物等が付着等し、又は混入している輸入品等、当該輸入品等の所在
935 する土地若しくは施設の消毒又は当該輸入品若しくは当該施設の廃棄の消毒又は廃
936 棄に係る事項

937 (1) 消毒又は廃棄の基本的な考え方

938 本法第 24 条の 2 第 1 項の規定による検査又はこれに相当すると認められるものと
939 して主務大臣が定める検査の結果、特定外来生物等の付着等又は混入が確認された輸
940 入品等について、基本的に当該輸入品等の所有者又は管理者等が輸入を希望する場合

941 には消毒を命令し、十分に取り除かれた上で通関させることとする。なお、これに相
942 当すると認められるものとして主務大臣が定める検査は、有識者によって検査対象の
943 生物の同定が実施されている等により本法第 24 条の 2 第 1 項の検査と同等の精度で
944 行われることが確認できるものとする。薬剤への耐性を持つ特定外来生物等が付着等
945 ~~七、又は混入~~している場合など、十分に取り除くことができる消毒方法が存在しない
946 等の理由により消毒を行うことが有効でない場合には、滅却等の廃棄を命ずる。

947 また、輸入品等に付着等した特定外来生物等が当該輸入品等の所在する土地又は施
948 設に拡散して付着等している場合には、当該特定外来生物等を導入した責任の所在等
949 を勘案しつつ、拡散や被害の防止に必要な限度で、当該土地又は当該施設の所有者又
950 は管理者に対し、消毒を命令する。移動施設であって、薬剤への耐性を持つ特定外来
951 生物等が付着等している場合など、十分に取り除くことができる消毒方法が存在しな
952 い等の理由により消毒を行うことが有効でなく、かつその他の自主的な措置により特
953 定外来生物等による被害を防止することが困難であり、当該施設の廃棄が特定外来生
954 物等による被害を防止するための効率的かつ効果的な防除手段である場合には、当該
955 施設の廃棄を命ずる。

956 なお、物理的な捕獲等の任意の方法によって十分に取り除くことが可能であり、取
957 り除かれたことの確認も容易な特定外来生物等の場合、植物防疫法等の他法令に基づ
958 く処分により特定外来生物が十分に取り除かれる場合又は自主的に廃棄される場合
959 等には、本法に基づく消毒又は廃棄の命令は行わない。

960
961 (2) 命令の手續及び基準

962 消毒及び廃棄の命令の手續並びに基準を定める際には、原則として次の考え方によ
963 るものとする。

964 ア 可能な限り速やかに行うことができ、確実な取り除きができる方法とすること。

965 イ 消毒の基準については、特定外来生物等の種類並びに付着又は混入が確認された
966 輸入品等の品目ごとに有効な手法を検討し、取り除きが十分に行えるものとするこ
967 と。

968 ウ 消毒の基準については、食品衛生法及び農薬取締法等の関連法令の基準等を勘案
969 すること。

970
971 ~~3~~ (3) 命令の手順及び基準の設定に係る意見の聴取

972 ~~(1)~~ ア 生物の性質に関する専門の学識経験者その他の学識経験者からの意見聴取

973 ① ~~ア~~ 生態学、生物学等の生物に関し専門性を有する学識経験者のほか、農薬学、
974 検疫等に関し専門性を有する学識経験者の意見を聴くこととする。

975 ② ~~イ~~ 意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリング又は委員会形式での
976 学識経験者間の意見交換等、対象とする特定外来生物等及び消毒の手法に柔軟に
977 対応できる形式を検討する。

978 ③ ~~ウ~~ 学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から

979 知見を収集するとともに、輸入業者等の関係者の意見を聴取することを検討する。
980 ④エ 意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める。

981

982 ~~-(2)-イ~~ パブリック・コメント手続

983 学識経験者の意見を聴いて作成した命令の手続及び基準については、行政手続法に
984 基づく意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施し、提出された意見及び情
985 報を考慮した上で定める。

986

987

988 第6 要緊急対処特定外来生物に係る基本的な事項

989 1 要緊急対処特定外来生物

990 (1) 選定に係る考え方

991 要緊急対処特定外来生物については、通関後も含め、その疑いのある生物が付着等
992 している物品等の移動の制限又は禁止の命令や、要緊急対処特定外来生物が付着等し
993 ている物品等の消毒又は廃棄の命令をかけることができるため、社会経済への大きな
994 影響を与える可能性がある強い権限を行使することができる。このため、要緊急対処
995 特定外来生物については、特定外来生物のうち、こうした影響を鑑みたとともになお、
996 まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著し
997 い支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見
998 した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を
999 緊急に行う必要があると判断できる外来生物について、選定する。

1000

1001 (2) 選定の前提

1002 以下のアからエまでのいずれにも該当する特定外来生物を要緊急対処特定外来生
1003 物の選定の対象とする。

1004 ア 原則として、我が国の野外で定着が確認されていない、又は分布が局地的である
1005 こと。

1006 イ まん延した場合には、以下の①から③までのいずれかに該当する著しく重大な生
1007 態系等に係る被害が生じるおそれがあること。

1008

1009 ①当該生物の毒性の強さや攻撃性の高さから、人に対して死亡や重篤な後遺症に至
1010 るなど重大な危害が及ぶ危険性があること

1011 ②在来の生態系に短期間に甚大な影響を与えるおそれがあること

1012 ③農林水産業に係る被害が甚大になるおそれがあること

1013 ウ まん延した場合には、これまでの通常的生活様式を変えざるを得ないような、多
1014 岐にわたる大きな影響を及ぼすなど、単に生態系等への著しい被害があるという性
1015 質を有するととどまらない国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるこ
1016 と。

1017 エ 要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等した物品については移動の
1018 制限又は禁止の命令の対象となるとともに、当該生物が付着等している物品は消毒
1019 又は廃棄の命令の対象となることから、このような措置を行わないと当該生物の拡
1020 散を防止できないような、容易に他の物に付着等することにより移動し、拡散しう
1021 るとともに、消毒又は廃棄を行わなければ取り除きが難しい生物であること。

1022
1023 (3) 選定に係る意見の聴取

1024 ア 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取

1025 特定外来生物の指定に関して、生物の性質に関する専門の学識経験者から意見を聴
1026 く際には、併せて要緊急対処特定外来生物の指定に関する意見を聴くものとする。ま
1027 た、既に特定外来生物に指定されている生物についても、(1) 選定に係る考え方に
1028 該当する外来生物が存在する際には、要緊急対処特定外来生物の指定に関する意見を
1029 聴くものとする。

1030
1031 イ パブリック・コメント手続

1032 要緊急対処特定外来生物の指定に際しても、特定外来生物の選定に係る場合に準じ
1033 て、パブリック・コメント手続を実施し、提出された意見及び情報を考慮して要緊急
1034 対処特定外来生物の選定を行うものとする。

1035
1036 2 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している蓋然性が高い物品等の検査等
1037 に係る基本的な事項

1038 要緊急対処特定外来生物の非意図的な拡散を防ぐために、物品又はその容器包装
1039 (以下「物品等」という。)又は土地若しくは施設の検査、関係者への質問又は必要
1040 な最小量に限り物品の集取(以下「検査等」という。)を行うとともに、要緊急対処
1041 特定外来生物の疑いがある生物の付着等が確認された場合には、確実に導入を防ぐた
1042 めに、当該生物の拡散等による生態系等に係る被害の発生の防止のために必要な限度
1043 において、当該物品若しくは当該施設の移動の制限又は禁止を命ずるとともに、当該
1044 検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、当該
1045 生物が要緊急対処特定外来生物であることが確認された場合には、当該物品等、当該
1046 土地若しくは当該施設の消毒又は当該物品若しくは当該施設の廃棄を命ずるものと
1047 する。

1048 なお、物品等の流通に当たっては即時の対応が求められることが多く、また、要緊
1049 急対処特定外来生物の逸出を防止する観点からも、検査等、移動の制限及び禁止並び
1050 に消毒及び廃棄の命令の手続については速やかに行うように努めるものとする。

1051
1052 (1) 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している蓋然性が高い物品等又は土
1053 地若しくは施設の検査等に係る事項

1054 要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等していることが確認されてい

1055 る場合や、他に要緊急対処特定外来生物の発見事例があり、当該事例の物品や土地の
1056 近くにあった場合など、要緊急対処特定外来生物が付着等している可能性が高いこと
1057 の根拠がある場合等、要緊急対処特定外来生物が物品等又は土地若しくは施設に存在
1058 し、付着等している蓋然性が高いと認める場合は、特定外来生物被害防止取締官が、
1059 当該土地又は施設に立ち入り、当該物品等の検査等又は当該土地又は当該施設の検査
1060 を行う。

1061 なお、本法第 24 条の 5 第 1 項の規定による検査対象に当たるかどうかの情報が不
1062 足している場合には、本法第 24 条の 6 の規定による報告徴収規定を活用すること等
1063 により、要緊急対処特定外来生物が付着等している危険性が非常に高い経路及び品目
1064 等、要緊急対処特定外来生物の導入経路に係る情報の収集に努める。

1065
1066 (2) 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している物品等又は施設の移動の制
1067 限又は禁止に係る事項

1068 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している物品等又は当該施設の移動の制
1069 限又は禁止については、第 5 2 に準じて実施するものとする。

1070
1071 (3) 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している物品等又は土地若しくは施
1072 設の消毒又は当該物品若しくは当該施設の廃棄に係る事項

1073 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している物品等、当該土地若しくは施設
1074 の消毒又は当該物品若しくは当該施設の廃棄については、第 5 3 に準じて実施する
1075 ものとする。

1076 1077 3 対処指針に係る事項

1078 (1) 対処指針の内容及び策定手続

1079 海外から輸入された物品等であって、要緊急対処特定外来生物が付着等するおそれ
1080 がある物品が輸入された港若しくは飛行場を所有し、若しくは管理する者、当該物品
1081 等を所有し、若しくは管理する事業者又は当該物品等の経由地若しくは到達地である
1082 土地又は施設を所有し、若しくは管理する者（以下「対象事業者」という。）が、要
1083 緊急対処特定外来生物が付着等するおそれがある物品の輸入等に伴う要緊急対処特
1084 定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、対象事業者がとるべき事項を
1085 整理した対処指針を主務大臣及び国土交通大臣が経済産業大臣その他関係行政機関
1086 の長に関係部分に係る協議を行った上で定める。経済産業大臣その他関係行政機関の
1087 長は、事業所管大臣として協議が行われるものであり、当該協議の対象は、本法第 24
1088 条の 7 第 2 項第 2 号に規定する要緊急対処特定外来生物が付着等するおそれがある
1089 物品等を所有し、又は管理する事業者（当該物品等の輸送又は保管の委託を受けた事
1090 業者を除く。）がとるべき措置に係る部分について協議を行うものとする。

1091 また、対処指針の策定に当たっては、パブリック・コメント手続を実施し、提出さ
1092 れた意見及び情報を考慮するものとする。

1093 対処指針を定める際には、原則として次の考え方によるものとする。
1094 ア 要緊急対処特定外来生物の拡散を適切に防止でき、実効性のある方法とすること。
1095 イ 対象事業者が遵守すべき事項に加え、実施することが望ましい事項についても記
1096 載し、優良事例の形成を促すこと。

1097

1098 (2) 対処指針に係る措置

1099 主務大臣及び国土交通大臣は、物品の輸入等に伴う要緊急対処特定外来生物による
1100 生態系等に係る被害を防止するために特に必要があると認めるときは、対処指針に定
1101 める事項について、対象事業者に対し、報告を求め、又は指導若しくは助言を行うこ
1102 ととする。特に必要があると認めるときとは、現に要緊急対処特定外来生物が発見さ
1103 れ、その経由地等における指針の遵守状況を迅速に確認する必要がある場合や、要緊
1104 急特定外来生物の存在の可能性がある場所で拡散を助長する行為又は不作為のおそ
1105 れがあり、これにより被害を生じる蓋然性が認められる場合などを想定している。

1106 また、指導又は助言をした場合において、対象事業者がなお対処指針に定める事項
1107 を実施していないと認めるときは、当該対象事業者に対し、対処指針に定める事項を
1108 実施するよう勧告を行う。

1109 さらに、勧告を受けた対象事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をと
1110 らなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずる
1111 よう命ずる。

1112

1113 第7-6 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

1114

1115 1 未判定外来生物

1116 (1) 選定に係る考え方

1117 未判定外来生物については、特定外来生物のように被害事例の報告又は被害を及ぼ
1118 すおそれの指摘はなされていないものの、ある特定外来生物と似た生態的特性を有し
1119 ており、その特定外来生物と生態系等に係る同様の被害を及ぼすおそれがあるもので
1120 ある疑いのある外来生物について、原則として当該特定外来生物が属する属の範囲内
1121 で、種を単位とし、必要に応じて属、科等一定の生物分類群を単位として選定する。
1122 また、特定外来生物が交雑することにより生じた生物が海外に存在するとの情報が得
1123 られた場合には、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがないとする科学的知見がある
1124 ものを除き、原則として、未判定外来生物に選定する。

1125

1126 (2) 選定の前提

1127 ア 原則として、我が国の野外で定着している、又は現在我が国に輸入されている外
1128 来生物は未判定外来生物の選定の対象としない。

1129 イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも
1130 種の同定が可能な生物分類群を未判定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、

1131 ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。
1132 ウ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律又
1133 は植物防疫法など他法令上の措置により、本法と同等程度の輸入、飼養等その他の
1134 規制がなされていると認められる外来生物については、未判定外来生物の選定の対
1135 象としない。

1136 エ 生態系等に係る被害を及ぼすおそれのある外来生物が我が国に導入されること
1137 を未然に防止するという予防的観点から積極的に選定するように努めることとす
1138 る。

1139

1140 (3) 選定に係る意見の聴取

1141 ア 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取

1142 特定外来生物の指定に関して、生物の性質に関する専門の学識経験者から意見を聴
1143 く際には、併せて未判定外来生物の指定に関する意見を聴くものとする。

1144 イ パブリック・コメント手続

1145 未判定外来生物の指定に際しても、特定外来生物の選定に係る場合に準じて、パブ
1146 リック・コメント手続を実施し、提出された意見及び情報を考慮して未判定外来生物
1147 の選定を行うものとする。

1148 ウ WTO通報手続

1149 未判定外来生物の指定に当たっては、WTO・衛生植物検疫措置の適用に関する協
1150 定（SPS協定）に整合するよう、WTO加盟国への通報手続を行い、未判定外来生
1151 物の指定を的確に進めるものとする。

1152

1153 (4) 判定に係る届出事項の内容

1154 未判定外来生物を輸入しようとする者又は未判定外来生物を本邦に輸出しよう
1155 とする者に対しては、当該未判定外来生物の正式学名、入手国（入手地又は輸出国等）、
1156 生態的特性等に関する情報を主務大臣に届け出させるものとする。

1157 当該未判定外来生物が生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かの判定は
1158 主務大臣が行うものであり、当該おそれがあるか否かについて輸入しようとする者等
1159 に情報提供の義務は課さないが、自主的な情報の提供は受けることとする。

1160

1161 (5) 判定の手続

1162 届出があった場合は、第2の2から4までの考え方に沿って、予防的な観点を踏ま
1163 えつつ、最新の科学的知見を用いて適正に判定することとする。その際、被害の判定
1164 に要する期間を極力短くするよう努めるものとする。

1165

1166 (6) その他

1167 届出の行われない未判定外来生物についても、国は科学的知見を充実させ、被害を及
1168 ぼすかどうかの判定を順次行うよう努めるものとする。

1169

1170 2 種類名証明書の添付を要しない生物

1171 (1) 選定に係る考え方

1172 特定外来生物等に該当しないことを外見から容易に判別することができる生物は、
1173 種類名証明書の添付を要しない。そのような生物としては、外来生物であるか外来生
1174 物であるかを問わず、原則として特定外来生物が属する属以外の生物を選定し、また、
1175 必要に応じ特定外来生物が属する属の中の生物からも選定する。この選定に当たって
1176 は、税関等での水際規制の実効性を高めるために、関税定率法（明治43年法律第54
1177 号）に基づく関税率表等の区分の採用が合理的である場合は、当該区分の活用を図る。

1178 特定外来生物、未判定外来生物及び証明書添付不要生物の選定は、同時に、かつ、
1179 相互調整しつつ行うこととする。

1180 さらに、学識経験者の協力を得て、関係府省が連携し、外来生物の種類名同定のため
1181 のデータベースの構築、識別マニュアルの整備等を行うことにより、税関等におけ
1182 る審査の円滑化を図るよう努める。

1183

1184 (2) 証明書の発行

1185 種類名証明書の発行について、外国の政府機関の協力を得るよう努めるとともに、
1186 他の法令又は各種条約に基づき発行される既存の証明書類又は、政府機関と同等の知
1187 見と公平さを有する組織が発行する証明書類を本法で認める証明書として活用し、輸
1188 入者の負担が過度に増加しないよう配慮するものとする。

1189 また、外国において証明書を発行できない場合には、主務大臣の指定する国内の機
1190 関が種類名証明書を発行する体制を整備するよう努める。

1191

1192 3 科学的知見の充実

1193 外来生物の対応施策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも生物の特性及
1194 び導入により影響を受ける生態系に関する科学的知見の充実が重要である。このため、
1195 関係府省、地方公共団体、学識経験者、民間団体等と連携し、外来生物の分布情報等
1196 を収集して幅広く提供するとともに、生態的特性に関する調査の実施、外来生物によ
1197 る被害を評価する技術、外来生物を簡易的に判別する技術及び防除手法の技術の開発
1198 など施策推進に必要な各分野の調査研究を実用可能性に留意しつつ推進し、効果的・
1199 効率的な防除に活かしていくことが重要である。また、地方公共団体及び民間団
1200 体等が各地域で知見の集積及び調査研究を進めることも重要であり、国はそのような
1201 取組を促進するよう努めるものとする。

1202 調査研究に際しては、国内においてだけでなく、外来生物問題が国際的な野生生物
1203 の移動に起因することを踏まえ、外国政府機関、海外の専門家及び民間団体との情報
1204 交換を進め、科学的知見のをより一層の充実させるため取り組むものとする。
1205 に努め
ていくものとする。

1206 外来生物対策には、早期発見、早期対応が重要であることから、平素から監視に努

1207 めるとともに、被害の発生を初期の段階で発見し、迅速に対応できるよう情報収集の
1208 ための監視体制を専門家を含む地域の協力を得て構築していくことが重要である。

1209

1210 4 国際協力の推進

1211 特定外来生物に対して、当該特定外来生物が生息又は生育している国において、我
1212 が国に入らないような措置を講ずることが、特定外来生物による生態系等に係る被害
1213 を防止するために極めて有効である。

1214 特に、国外から貨物に付着等することにより非意図的に我が国に侵入する特定外来
1215 生物に対して、国内に入ってきてから対応するよりも我が国への侵入自体を防ぐ方が
1216 被害防止のためにはより確実な手段である。このため、特定外来生物が付着等する貨
1217 物の輸出国において付着等を防止する措置を講ずることも重要である。

1218 また、我が国の在来種が世界各地に意図的・非意図的に導入され、海外で侵略的外
1219 来種として問題を引き起こしている事例もあることから、我が国に入ってくるもの
1220 だけでなく、国内から出ていくものに対しても責任と配慮が必要である。

1221 このような取組を行うため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関し
1222 て、他国との連携協力が不可欠となることから、国が各国との国際協力の推進を率先
1223 して進めていくことが重要である。

1224

1225 5-4 国民の知識と理解の増進

1226 外来生物対策を円滑に進めるためには、国民各層の外来生物に係る知識や理解と協
1227 力が不可欠である。このため、あらゆる機会を活用して、特に、地域固有の生態系を
1228 保全する重要性とともに、新たな外来生物による生態系等に係る被害の未然の防止及
1229 び生態系等に係る被害を及ぼしている外来生物の防除等の対策の必要性のほか、規制
1230 や防除の対象となる特定外来生物や外来生物の適切な取扱い等について、国民に対し
1231 普及啓発を図る。また、外来生物を取り扱う事業者等の各関係者に対しては、法律の
1232 仕組みや具体的に取り組むべき措置を明らかにしていくなどにより、より効果的な普及啓
1233 発を進める。

1234 さらに、学校教育、社会教育その他の多様な場で行われる環境教育において、外来
1235 生物対策に係る基本的な理解を高めるための学習機会の提供などを行うとともに、動
1236 植物園、水族館、自然系博物館などの各種教育・研究機関との連携を推進し、国民の
1237 知識と理解の増進に取り組むものとする努めるものとする。

1238 また、地域における自然環境や外来生物の生息・生育等の状況、地域の実情に応じ
1239 た各種教育や普及啓発に取り組むことが効果的であることから、地方公共団体におい
1240 ては、国が実施する施策と相まった国民の知識と理解の増進に取り組むよう努めるも
1241 のとする。

1242

1243 6-5 その他

1244

1245 (1) 外来生物対策の総合的な推進

1246 我が国における外来生物の生息・生育状況及び被害の状況に関する情報並びに知見
1247 を定期的に集約するとともに、対策が求められる外来生物を明らかにし、特定外来生
1248 物の選定等についての検討を適切に行うこととする。また、外来生物対策の基本的な
1249 考え方を整理し、各主体における外来生物対策に係る~~行動~~の指針及び国における具体
1250 的な~~施策等の行動~~計画を示すこと等により、我が国における外来生物対策の総合的な
1251 推進に努めるものとする。

1252

1253 (2) 非意図的に導入される特定外来生物への対応の考え方

1254 輸入通関時の輸入品等の検査等で発見される場合を除き、特定外来生物が人体や物
1255 資に付着あるいは物資に混入するなどして、輸入、飼養等その他の取扱いの意思なく
1256 導入される可能性があり、これらによる生態系等への被害が生じるおそれがあれば防
1257 除等の対応が必要である。このため、主要な空港及び港湾周辺において、新たに野外
1258 に定着した特定外来生物を把握するための定期的なモニタリングを推進する。あわせ
1259 て、特定外来生物の付着~~等又は混入~~が確認された輸入品等の生産地、輸出国、品目等
1260 の傾向、付着~~等又は混入~~の危険性が非常に高い輸入品等の生産及び流通等の状況並び
1261 に海外における特定外来生物の分布状況を調査することにより、特定外来生物の非意
1262 図的な導入の経路及び定着状況の把握に努める。また、被害が生じ、又は生じるおそ
1263 れがある場合は、必要に応じ、関係者の協力を得て、非意図的な導入を軽減又は防止
1264 する措置等を実施するほか、防除等の措置を講じる。

1265 なお、バラスト水に含まれる生物の移動に関しては、船舶バラスト水規制管理条約
1266 に基づく規制が本法とは別に対応されており、本法で対象とするものではないが、海
1267 域において特定外来生物の存在が確認された場合には、本基本方針の考え方にに基づき、
1268 必要に応じて防除等の措置を検討することとする。

1269

1270 (3) 動物の取扱いに係る考え方

1271 特定外来生物に指定された動物について、輸入、飼養等その他の取扱い又は防除を
1272 行う際には、それが命あるものであることにかんがみ、動物の愛護及び管理に関する
1273 法律（昭和 48 年法律第 105 号）の考え方に沿った適切な方法により個体の取扱いを
1274 行うよう留意する。

1275

1276 (4) 経過措置の考え方

1277 特定外来生物が指定された際、既に当該特定外来生物を飼養等している者について、
1278 当該飼養等を継続するための諸手続に関し、必要に応じ経過措置を設けるものとする。